

**一般社団法人日本パラアイスホッケー協会**  
**個人情報保護規程**

(目的)

第1条 日本パラアイスホッケー協会（以下「本協会」という。）は、役員、職員及びその他選手等協会関係者に関わる個人情報（以下「個人情報」という。）を適切に取り扱い、保護するために以下の規程を定める。個人情報の保護に関して、この規程に定めのない事項は、「個人情報の保護に関する法律」の定めるところとする。

(定義)

第2条 この規程で用いる用語の定義は、次の通りとする。

- (1) 「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。
- (2) 「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、コンピュータを用いて特定の個人情報を検索することができるように体系的に構成したもの、またはコンピュータ以外の方法でも特定の個人情報を容易に検索できるものをいう。
- (3) 「本人」とは、個人情報で識別される特定の個人をいう。
- (4) 「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- (5) 「保有個人データ」とは、当協会が開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データをいう。

(適用範囲)

第3条 本規程は、全ての役員、職員、協会関係者に適用する。

(協会及び従業員の責務)

第4条 本協会及び役員、職員、協会関係者は個人情報の保護に関する法律を遵守し、個人情報の保護に努めるものとする。

(個人情報の利用目的の特定)

第5条 個人情報は、その利用目的をできる限り特定しなければならない。

- 2 個人情報は、業務上必要な範囲に限り取り扱うことができる。

(個人情報の利用目的外の利用)

第6条 本人の同意を得た場合や、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ特定された利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱うことができる。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難である場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ること

とにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(個人情報の利用目的の通知)

第7条 個人情報の利用目的については、本人に公表または通知の方法により、知らせなければならない。前項に関わらず、次の各号に該当する場合は、公表又は通知を行わないものとする。

- (1) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- (2) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(利用目的の変更)

第8条 個人情報の利用目的を変更する場合は、変更された利用目的について、本人に通知又は公表しなければならない。

(個人情報の取得)

第9条 個人情報を取得するときは、利用目的を明示するとともに、法令を遵守し、適正に行うものとする。

(個人情報責任者)

第10条 本協会は、個人情報責任者を選任する。

- 2 個人情報責任者は、次の事項を統括管理する。
  - (1) 個人情報に関する安全管理措置の実施
  - (2) 個人情報保護に関する協会内規定の整備・改善
  - (3) 個人情報漏洩等の事故に対する適切な対処
  - (4) 個人情報保護に関する教育訓練制度の整備
  - (5) その他個人情報保護に関する必要な業務

(安全管理措置)

第11条 個人情報責任者は、取り扱う個人データの漏洩、滅失又は棄損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じるものとする。

- 2 個人情報責任者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めるものとする。

(職員の管理)

第12条 個人情報責任者は職員が個人データを取り扱うに際しては、当該個人データの安全管理が図れるよう、当該職員に対して必要かつ適切な監督を行うものとする。

(取扱い上の注意事項)

第13条 個人情報責任者は個人データの保管や整理については、細心の注意を図らなければならない。原則として、個人データに関する資料やパソコン上のデータを閲覧、複写、外部への持ち出しの際には、個人情報責任者の事前の許可を受けるものとする。

(廃棄)

第14条 個人情報の利用目的に関し、必要がなくなった個人データについては、速やかに廃棄

処分とするものとする。

(苦情処理)

第 15 条 個人情報の取り扱いに関する苦情処理は本協会事務局に相談窓口を設け、個人情報責任者の責任に基づき、適切かつ迅速に対応するものとする。

(第三者提供の制限)

第 16 条 本協会は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難な時

(3) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(開示)

第 17 条 本協会は、保有個人データについて、本人から開示を求められたときは、遅滞なく、その保有個人データを開示する。開示は、当該本人が識別される保有個人データが存在しない時にその旨を知らせることを含むものとする。

(保有個人データの訂正、追加、削除、利用停止等)

第 18 条 本人から、保有個人データの内容の訂正、追加、削除、利用停止を求められた場合には、原則として、遅滞なく保有個人データの内容の訂正等を実施するものとする。

(その他)

第 19 条 この規程の実施に必要な事項は、別に定めるものとする。

(規程の改廃)

第 20 条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則

1. この規程は、2020年6月1日から実施する。